

提案書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 761-0195
住所 かがわけんたかまつしかすがちよう香川県高松市春日町1735番地3
氏名 かぶしきがいしゃえすていねっと株式会社STNet
代表取締役社長 こが よしたか古賀 良隆
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

検討項目	具体的内容	
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証	1) NTT 1社時代の加入者網独占を背景とする設備的理由による規制である第一種指定電気通信設備制度と、電波の希少性による参入障壁の高さからくる第二種指定電気通信設備制度とは、おのずとその背景が異なるため、規制内容に差異が生じることは当然であると考えます。
		2) 電波の希少性等による市場参入障壁の高さから寡占状態となる携帯電話が、利用ユーザ数およびトラフィックが既に固定電話を追い抜いている現状を考えると、電気通信市場における携帯電話事業者の市場支配力は今後も大きくなる一方であると考えます。また、固定電話と携帯電話の融合が進むことを考えれば、相互接続による携帯電話網の他事業者への開放は、電気通信市場の健全な競争環境の整備のためには必要不可欠と考えます。よって、一定規模以上の事業者については、現在と同様にP O I 設置や機能のアンバンドル化は必要と考えます。
		3) 携帯電話事業者の市場支配力の大きさに鑑みれば、接続料の算定方法および算定内容の明確化を行うことが必要と考えます。
		4) 携帯電話事業者の市場支配力の大きさに鑑みれば、接続料の算定根拠検証に必須となる規則会計の整理義務付けは行うことが必要と考えます。
	(2) ネットワークインフラの利活用	1) 電気通信市場では設備競争がサービス競争の根幹であり、安易に設備共用のルール化を行った場合には、既に現行の競争条件下で鉄塔等の設備を建設し競争を行っている事業者にとって不利に改定されることになり、ひいては設備競争の後退に繋がることから、設備共用ルールは制度化すべきではなく、接続事業者間での調整によって行われるべきものと考えます。ローミングについても同様に考えます。
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	(1) FTTxサービス	1) NTT東西が設置する屋内配線の転用については、利用者負担の軽減が図られる可能性があるものの、お客さま宅にある残置配線については、お客さまが事業者の了解を得ずに利用または廃棄する可能性があるため、その情報管理は極めて難しいと考えます。このため、屋内配線の有無など管理情報の信頼性が欠け、転用ルールを策定したとしても接続事業者が安心して利用できないものとなる可能性が高いと考えます。したがって、屋内配線の転用条件を整備するにあたってはこうした点の解決を考慮に入れるべきと考えます。 また、競争事業者の屋内配線を転用する場合についても、少なくとも同様の問題を解決する必要があると考えます。

	(2)DSL サービス	1)	事業者名による申し込みスキームに係るシステム改修費用をラインシェアリングの回線管理運営費に組みこむ場合、申し込みスキームを利用しない事業者も当該コストを負担することになり、受益者負担の原則に反することとなります。このため、当該スキームを利用する事業者のみが当該コストを負担するような運用施策とすることが適切と考えます。
	(3)ネットワークインフラの利活用	1)	<p>NTT東西の市場支配力は加入者回線が独占状態にあったことに起因するものでありますことから、加入者回線部分については一定範囲内で開放が必要であると考えます。しかしながら、中継ダークファイバについては、NTT東西の独占性の根元ではなく、ある程度の加入者が集約された部分に設置する設備でありますことから、コスト的に見ても他事業者が敷設することも十分可能であると考えます。このため、NTT東西の設備に余裕がある場合に貸すという現在の制度を維持すべきであり、現行制度の下で設備競争を行っている事業者の公平な競争条件を阻害するような設備開放施策は不要と考えます。</p> <p>また、非ブロードバンド地域の解消は、NTT東西の設備を使った方策が唯一の方策ではないと考えます。例えば、公設民営による光ファイバ整備など、その地域の状況に応じた方策が存在いたしますし、必要に応じて接続事業者による光ファイバ敷設も可能でありますため、現行制度の下で設備競争を行っている事業者の公平な競争条件を阻害するようなWDM装置の義務付けなどの設備開放施策は不要と考えます。</p>
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	(1)通信プラットフォーム機能のオープン化	1)	移動体分野において今後どのようなビジネス展開がされていくかによりますが、移動体事業者の市場支配性の高さを鑑みれば、課金や位置情報など、プラットフォーム機能と位置付けられるものは指定対象とし、他の接続事業者が広く利用できるようにすべきであると考えます。
	(2)紛争処理機能の強化等	1)	迅速かつ円滑な紛争処理のため、電気通信事業者と通信プラットフォーム事業者等との間の紛争事案追加は必要であると考えます。
		2)	「非電気通信事業者」として事業法上の不利益を回避する観点から、「電気通信事業者」として適用されるなど事業法改正等の検討が必要であると考えます。
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	(2)固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1)	検討項目案では、通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤー(通信プラットフォーム・コンテンツ配信レイヤー)へのレバレッジについて触れられていますが、ポータルやCGMなどコンテンツ市場の拡大が進展している中では、むしろ通信プラットフォーム事業者やコンテンツ事業者など上位レイヤー事業者による通信サービスレイヤーへの市場支配力が高まってきているものと考えます。このため、通信プラットフォーム事業者等の電気通信事業法の位置付けを明確にし、その市場支配力の乱用を規制する仕組みも必要であると考えます。